

平成23年度

国際科学技術共同研究推進事業

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

Science and Technology Research Partnership  
for Sustainable Development (SATREPS)

特定型課題形成調査【若手FS】

公募要領

独立行政法人科学技術振興機構（JST）

地球規模課題国際協力室

平成23年7月

## 目 次

1	<u>目的</u> .....	1
2	<u>応募対象</u> .....	1
3	<u>応募・選考プロセス</u> .....	1
4	<u>審査基準</u> .....	2
5	<u>FS の実施</u> .....	2
6	<u>委託研究費の執行について</u> .....	3
7	<u>応募に際しての注意事項</u> .....	4
	<u>別添 1 主な ODA 技術協力の対象国</u> .....	9
	<u>別添 2 提案書類様式の記入要領</u> .....	10
	<u>別添 3 e-Rad による応募について</u> .....	16
	<u>別添 4 応募選考フロー</u> .....	22

## 1. 目的

独立行政法人科学技術振興機構（JST）では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進する国際科学技術共同研究推進事業・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）の一環として、特定型課題形成調査を実施しています。今回、従来の課題公募において類似提案が多い中で、これまでにならぬ視点に基づく課題の提案の発掘・形成につなげるため、また、グローバル化に対応した若手研究人材の育成につなげるため、試行的に若手研究者を対象にし、登録制コミュニティサイト

（SNS）「Friends of SATREPS」（<https://fos.jst.go.jp/>）を活用して課題の発掘を行い、次年度以降の応募につなげるための特定型課題形成調査（Feasibility Study, FS）を実施します。このため FS の提案募集を行います。

FS の実施にあたっては JST が単独で支援を実施し、JST のみと委託研究契約を締結します。ODA による本調査への支援はありません。従って、JICA による経費負担はなく、契約も必要ありません。

SATREPS プログラムの概要、  
研究課題の応募方法（以下 H23 の例）等につきましては、  
<http://www.jst.go.jp/global/about.html>  
<http://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2011.pdf>  
を参考にご参照下さい。

## 2. 応募対象

- （1）応募を行う研究代表者は 45 歳未満とし、国内の研究機関に所属し、外部研究費を受けられる方に限ります。国内の研究機関とは、大学、公共性のある活動を行っている研究機関、公益法人等を指します。
- （2）調査実施者とは、研究代表者を含む当該研究機関の研究者、対象となる相手国の研究者、国内の他の研究機関（民間企業等を含む）に所属する研究者であって、人文社会等他の学術分野を専門とする研究者も含まれます。
- （3）提案を募集する FS の対象研究分野は、従来から研究課題の応募対象とする環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症の他、これらの融合・複合課題、その他新たな地球規模課題を対象としたものを含みます。従来からの研究分野・研究領域については、  
<http://www.jst.go.jp/global/research.html>  
をご参照ください。
- （4）対象となる相手国（複数国可）は別添 1 をご参照ください。
- （5）研究代表者 1 名につき、提案は 1 件のみ行うことができます。

## 3. 応募・選考プロセス

- （1）平成 23 年 7 月 1 日（金）から公募を開始します。応募を予定する研究代表者は、最初に Friends of SATREPS に会員登録を行い、既に交流のある対象となる相手国の研究者

と Friends of SATREPS 上で新規課題形成のためのコミュニティを立ち上げていただきます（研究代表者はコミュニティ管理者になります）。当該コミュニティにおいて共同研究グループの形成と、課題形成のための議論を行っていただきます。なお、形成される共同研究グループは、半数以上が 35 歳以下の若手研究者とします。コミュニティの立ち上げ（申請、承認）、その他 Friends of SATREPS の使用方法については、

[https://fos.jst.go.jp/guide/UserGuide\\_ver.1.pdf](https://fos.jst.go.jp/guide/UserGuide_ver.1.pdf)

をご参照ください。

- (2) 研究代表者がコミュニティを立ち上げた段階から、JST は専用アカウントにより本コミュニティに参加申請を行いますので承認をお願いします。この参加承認後、JST が選任した外部有識者で構成される委員会が、審査の一環として、専用アカウントにより本コミュニティを閲覧できることとし、コミュニティでの議論の過程などをモニタリングします。
- (3) 応募を行う研究代表者はコミュニティでの議論を取りまとめ、課題形成調査の提案書を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に提出していただきます（締切：平成 23 年 9 月 30 日（金）正午）。提案書（様式 1～3）の記入要領については別添 2 を、e-Rad による応募については別添 3 をご参照ください。なお、応募にあたっては、採択後の契約支援など事務関係者を含め所属機関の事前の了解を得ていただくようお願い致します。
- (4) 委員会は提案の中からコミュニティでの議論の過程も参考に、優れた調査提案を 10 件程度まで審査選考します（平成 23 年 10 月中旬頃）。

応募選考フロー及びコミュニティ作成に関する留意事項は別添 4 をご参照下さい。

#### 4. 審査基準

- (1) Friends of SATREPS を活用し、コミュニティでの国内及び相手国研究者との活発な議論が行われているか。
  - ① 調査実施者全員が Friends of SATREPS で当該コミュニティに参加していること。
  - ② 調査実施者全員が当該コミュニティで活発に議論をしていること。
  - ③ 当該コミュニティには調査実施者以外の参加も認めることとする。
- (2) 適正な共同研究グループの形成がなされているか（若手グループの形成）。
  - ① 調査実施者の半数以上が 35 歳以下であること。
  - ② 研究代表者が 45 歳未満であること。
- (3) SATREPS の趣旨に沿って、新たな着眼点に基づく共同研究課題の構想があるか。
- (4) 適正な課題形成調査の提案がなされているか。

#### 5. FS の実施

- (1) 選考された課題について、JST と研究代表者の所属研究機関との間で、委託研究契約を締結します（平成 23 年 10 月中旬～下旬頃）。
- (2) JST は研究代表者の所属研究機関に対して、研究課題構想の具体化のための FS 経費（旅

費等)を支援いたします。

- (3) 支援経費は、1 課題あたり 300 万円程度 (間接経費を含む) を目安とします。ただし、採択にあたっては予算の範囲内での調整を行うことがあります。
- (4) FS の実施期間は平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月を予定しています。
- (5) FS 終了後、6. (2) に記載の各種報告書のほかに、特定型課題形成調査実施報告書を JST に提出していただきます。様式は、JST 担当者から代表者宛に送付されます。
- (6) FS の実施課題について、次年度以降の SATREPS の研究課題提案を行った場合、選考において優先的な取扱はありません。

## 6. 委託研究費の執行について

### (1) 直接経費について

#### ① 物品費

予備実験等が必要な場合に消耗品に限り計上可能であり、試薬、器具、データの購入費、試験費等を想定しております。

#### ② 旅費

国内外への出張旅費、および国内外からの招聘旅費が計上可能です。出張旅費支出の対象は原則として調査実施者とします。また、特定型課題形成調査目的の旅費に限ります。なお、国外へ出張に際して JICA 専門家として派遣される事はありません。

#### ③ 人件費・謝金

本調査において、研究員、技術員等を雇用することは出来ませんが、予備実験等が必要な場合、研究補助員等へ謝金を支払うことは可能です。また、ワークショップで講演者を招聘した際等に謝金を支払うことも可能ですが、調査実施者は、謝金支払いの対象外となります。

#### ④ その他

ワークショップの開催等にかかる会議費、国内外への物品の輸送にかかる運搬費、機器リース費、書籍購入費等を想定しています。

### (2) 各種報告書の提出について

次に掲げる報告書等を期限内に JST へ提出して下さい。尚、各様式は本プログラムの委託研究契約 WEB サイト (<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>) の委託研究契約関連書類 (大学等) もしくは (企業等) よりダウンロードして下さい。

報告書等の名称	様式	提出期限
①委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)	経理様式 1	次年度 4 月 30 日
②収支簿、その他必要と認められる書類	経理様式 2	次年度 4 月 30 日 (科研費を受給し、科研費同様の条件で本プログラムに対する内部監査を

		実施している研究機関は、提出を省略（各機関で保管）
③「委託研究実績報告書」および「収支簿」事前チェックリスト※	経理様式 8 (企業等においては経理様式 1 4)	記載内容確認用につき、提出不要
④間接経費執行実績報告書	経理様式 3	次年度 6 月 30 日
⑤委託研究中止（廃止）申請書	経理様式 7（企業等においては経理様式 1 3）	中止（廃止）事由判明次第速やかに

## 7. 応募に際しての注意事項

### (1) 提案書類記載事項等の情報の取り扱いについて

#### ① 提案書等の管理について

提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の遵守その他の観点から提案書類記載事項の情報を事前承諾なしに選考以外の目的に使用することはありません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。

#### ② 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の調査課題に関する情報（制度名、調査名、所属機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。また、採択された提案書類は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

#### ③ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース\*への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

\* 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### (2) 不合理な重複・過度の集中

#### ① 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究・調査課題（競争的資金が配分される研究・調査の名称およびその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数

の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究・調査課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究・調査課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究・調査課題の間で、研究・調査費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告して下さい。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・プログラム）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(3) 調査費の不正な使用等に関する措置

- ① 本プログラムにおいて、調査費を他の用途に使用したり、JST から調査費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて調査費を受給する等、本プログラムの趣旨に反する調査費の不正な使用等が行われた場合には、当該調査に関して、調査の中止、調査費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、調査費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加が制限されます。
- ② 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度\*、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究・調査費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。

\* 他の具体的な対象制度については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

- ③ 本プログラムにおいて調査費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度\*において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本プログラムにおいて、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀

した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究・調査に参加することを指します。

- 単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- 本プログラムによる業務以外の用途への使用がない場合、2年間。
- 本プログラムによる業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間とし、程度に応じて個別に判断される。
- 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間。

(4) 研究機関における調査費の適切な管理・監査の体制整備等について

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関における委託費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記のサイトをご参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

(5) 調査活動の不正行為に対する措置

- ① 調査活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

- ② 本プログラムの調査課題に関して、調査活動の不正行為が認められた場合には、調査の中止、調査費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。
- 不正行為があったと認定された調査にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から2～10年。
  - 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された調査に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から1～3年。
- ③ 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度\*JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究・調査活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。（遡及して適用することがあります）。

- ④ 本プログラムにおいて、調査活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度\*において申請および参加が制限される場合があります。

\* 他の具体的な対象制度については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

上記の取扱及び対象制度は変更される場合がございますので、適宜文部科学省及び JST のホームページ等でご確認ください。

## (6) その他

- ① 安全保障貿易管理に伴う各種規制

課題形成調査上での技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】 「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

- ② 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する調査については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な調査については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも調査内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示第173号）
- ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成19年文部科学省告示第87号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記の

URL をご参照ください。

【参考】 「文部科学省」 ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

③ 人権及び利益の保護

調査計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

④ 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、調査計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は調査の中止、調査費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

⑤ 研究者の安全に対する責任

本プログラムの調査期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST は一切の責任を負いません。

以上

別添 1 主な ODA 技術協力の対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1		アゼルバイジャン	48		カメルーン	95		コロンビア
2		アルメニア	49		ガンビア	96		ジャマイカ
3		インド	50		ギニアビサウ	97		スリナム
4		インドネシア	51		ケニア	98		セントクリストファー・ネーヴィス
5		ウズベキスタン	52		コートジボワール	99		セントビンセント
6		カザフスタン	53		コモロ	100		セントルシア
7		カンボジア	54		コンゴ共和国	101		チリ
8		キルギス	55		コンゴ民主共和国	102		ドミニカ
9		グルジア	56		サントメ・プリンシペ	103		ドミニカ共和国
10		スリランカ	57		ザンビア	104	北・中 南米	トリニダード・トバゴ
11		タイ	58		シェラレオネ	105		ニカラグア
12		タジキスタン	59		ジブチ	106		ハイチ
13	アジア	*中華人民共和国	60		ジンバブエ	107		パナマ
14		トルクメニスタン	61		スーダン	108		パラグアイ
15		ネパール	62		スワジランド	109		バルバドス
16		パキスタン	63		セーシェル	110		ブラジル
17		バングラデシュ	64		赤道ギニア	111		ベネズエラ
18		東ティモール	65	ア フリ カ	セネガル	112		ベリーズ
19		フィリピン	66		タンザニア	113		ベルー
20		ブータン	67		チャド	114		ボリビア
21		ベトナム	68		中央アフリカ	115		ホンジュラス
22		マレーシア	69		トーゴ	116		メキシコ
23		ミャンマー	70		ナイジェリア	117		アルバニア
24		モルディブ	71		ナミビア	118		ウクライナ
25		モンゴル	72		ブルキナファソ	119		クロアチア
26		ラオス	73		ブルンジ	120	欧州	コンボ共和国
27		アフガニスタン	74		ベナン	121		セルビア
28		アルジェリア	75		ボツワナ	122		ボスニア・ヘルツェゴビナ
29		イエメン	76		マラウイ	123		マケドニア
30		イラク	77		マリ	124		モルドバ
31		イラン	78		南アフリカ共和国	125		モンテネグロ
32		エジプト	79		モーリシャス	126		キリバス
33	中東	オマーン	80		モーリタニア	127		クック諸島
34		シリア	81		モザンビーク	128		サモア
35		チュニジア	82		リベリア	129		ソロモン諸島
36		トルコ	83		ルワンダ	130		ツバル
37		パレスチナ	84		レソト	131	大洋州	トンガ
38		モロッコ	85		アルゼンチン	132		ナウル
39		ヨルダン	86		アンティグア・バーブーダ	133		ニウエ
40		レバノン	87	北・中 南米	ウルグアイ	134		バヌアツ
41		アンゴラ	88		エクアドル	135		バプアニューギニア
42	ア フリ カ	ウガンダ	89		エルサルバドル	136		パラオ
43		エチオピア	90		ガイアナ	137		フィジー
44		エリトリア	91		キューバ	138		マーシャル
45		ガーナ	92		グアテマラ	139		ミクロネシア
46		カーボヴェルデ	93		グレナダ			
47		ガボン	94		コスタリカ			

注 1 : \*ODA 技術協力の対象国ではあるが、応募対象とはしません。

注 2 : 情勢により対象国は変更される事があります。

別添 2 提案書類様式の記入要領

- ※ 提案書のページ数の制限はありませんが、簡潔かつ必要十分な記述をお願いします。
- ※ 提案書の様式は、e-Rad よりダウンロードして下さい。

・ 様式 1 提案書

(a) 特定型課題形成調査名 (日本語)	調査名にサブタイトルはつけないで下さい。
(英語)	日本語の調査名と整合性のある英語名を記載下さい。
(b) 調査期間	平成 23 年度
(c) 調査費総額 (JST 委託研究費)	小数点は四捨五入して千円単位で記載下さい。 総額 千円 (間接経費込)
(d) 研究代表者名および役職	研究代表者名と役職を記載下さい。
(e) 研究代表者所属機関名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載下さい。
(f) 国内参画機関名	参画する調査者全ての所属機関名、専攻/研究室を記載下さい。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載下さい。
(h) 相手国研究機関名	相手国研究機関名を日本語・英語併記で記載下さい。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません (英語限定)。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載下さい。
(i) 調査の概要	(200 字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記下さい。
(j) 調査の目的	(200 文字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記下さい。
(k) Friends of SATREPS コミュニティ ID	コミュニティのページを開いていただき、URL の「community/」以降の数字がコミュニティ ID となります。
(l) Friends of SATREPS コミュニティ名	



調査実施代表機関名：▲▼大学△△学部××学科

氏名 (研究者番号)	所属・ 役職名	年齢 (2011年 9月30日 時点)	担 当 項 目	実施時期	本調査に 掛かるエ フォート 率*
〇〇 〇〇 (研究代表者) (XXXXXXXX)	▲▼大学 △△学部 ××学科 准教授		(例)●●データ取得 (例)調査まとめ	H23.11.01 ～ H24.3.31	
〇〇 〇〇 (調査実施者) (XXXXXXXX)	▲▼大学 △△学部 ××学科 助授		(例)●●データ取得 (例)△▽モデル作成	H23.11.01 ～ H24.3.31	
〇〇 〇〇 (調査実施者)	▲▼大学 △△学部 ××学科 学生(D3)		(例) ●●データ取得	H23.11.01 ～ H23.12.31	
〇〇 〇〇 (調査実施者) (XXXXXXXX)	〇〇大学 △△学部 ××学科 助教		(例)△▽モデル作成	H23.11.01 ～ H23.12.31	
〇〇 〇〇 (招へい予定)	□□ Institute 研究員		(例)ワークショップ 参加	H24.1.01 ～ H24.1.15	

研究代表者の所属・役職名は、正式名称を正確にお書き下さい。また研究者番号は、e-Rad上に登録している研究者番号を記入下さい。

\* 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「調査者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該調査の実施に必要な時間となる時間の配分率(%)」に従い記入して下さい。なお、「全仕事時間」とは調査活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## 6. 予算計画

※予算の用途についての詳細は、研究機関事務局向けの説明書となりますが「委託研究事務処理説明書」をご確認下さい。

(参考) <http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

**※本特定型課題形成調査においては、相手国研究機関へのODAによる支援はありません。**

(1) 予算総括表

※合計 300 万円（間接経費も含む）程度を目安とします。ただし、採択にあたっては予算の範囲内での調整を行うことがあります。

事 項		金 額(千円)
直接経費	内訳 項目	物品費(*1)
		旅 費
		人件費・謝金
		その他
間接経費(*2)		
合 計		

\*1 物品費は、原則として、消耗品に限られます。

\*2 間接経費は、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）で措置されます。

(2) 予算内訳

①物品費

品名	使 途	積算根拠 (数量・単価等)	積算額(千円)
その他 (小額のもの等は本欄にま とめて予算記載可)			

②旅費

種別	使 途	積算根拠	積算額(千円)
国内			
海外			

※旅費の算定にあたっては所属機関の規定等に準拠して下さい。

※本特定型課題形成調査目的の旅費に限ります。

※旅費支出の対象は、原則として、「5. 調査実施者」となります。

③人件費・謝金

項目	使 途	積算根拠(数量・単価等)	積算額(千円)

※本調査において、研究員、技術員等を雇用することは出来ませんが、予備実験等が必要な場合、研究補助員等へ謝金を支払うことは可能です。またワークショップで招聘した講演者等に謝金を支払うことも可能ですが、調査実施者は、謝金支払いの対象外となります。

④その他

項目	使途	積算根拠（数量・単価等）	積算額（千円）

※会議費、運搬費、機器リース費用、書籍などについて必要な場合は計上して下さい。

## 7. その他

※調査を進める上での特記事項や要望などがあれば記入

様式3 研究代表者および調査実施代表機関事務担当者連絡先

研究代表者の連絡先は審査関係の連絡先となりますので、間違いがないようにご留意下さい。  
 研究代表者が不在の際は、事務担当者へ連絡いたします。

研究代表者	氏名（フリガナ）		生年 月日	西暦 19 年 月 日 ( 歳) ※2011年9月30日現在の年齢	
	氏名（漢字）				
	研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載下さい。		性別	
	機関・所属部署名				
	役職名				
	所属研究機関 コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載下さい。			
	フリガナ 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.			FAX.	
	E-mail:				
	所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか記述して下さい。(独法、国研＝「官」、大学＝「学」、民間＝「産」)			
調査実施代表機関 事務連絡担当者	フリガナ 担当者名			役職名	
	機関・所属部署名				
	事 務 連 絡 先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.			FAX.
E-mail:					

## 別添 3 e-Rad による応募について

### 1. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス (応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

### 2. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、従来通り JST にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

JST の提案募集ホームページおよび e-Rad のポータルサイト (以下、「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせして下さい。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○JST 若手 FS 提案募集ホームページ <http://www.jst.go.jp/global/fskoubo.html>

○e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・プログラムに関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 国際科学技術部 地球規模課題国際協力室	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします (お急ぎの場合を除く) > E-mail : <a href="mailto:global@jst.go.jp">global@jst.go.jp</a> [募集専用] 電話番号 : 03-5214-8085 (受付時間 : 10:00~12:00 / 13:00~17:00※) ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関するお問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間 : 午前 9:30~午後 5:30※ ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始 (12月29日~1月3日) を除く

### 3. e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### ① システムによる応募

システムによる応募は、平成 20 年 1 月より稼働の「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」にて受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

## ② e-Radシステムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00から翌午前2：00まで

(日曜日) 午後6：00から翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radシステムの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

## ③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、〔研究代表者〕が所属する研究機関は、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

## ④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する〔研究代表者〕は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照してください。

## ⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

#### 4. e-Rad を利用した応募の流れおよび注意事項

<e-Rad を利用した応募の流れ>

e-Rad ポータルサイトからシステムにアクセス

<http://www.e-rad.go.jp/>



e-Rad システムから研究提案書類様式をダウンロード



提案書類の作成【3MB以内】



e-Rad システムに必要事項を入力の上、提案書類をアップロード

(アップロードした提案書は、一時保存されます。

「確認完了・提出」をクリックするまでは、何度でも修正が可能です。)

※締切間際は e-Rad が混雑する上、提案書の作成環境によってアップロードできない場合がありますので、可能な限り締切前日までに済ませて下さい。



e-Rad ポータルサイトで応募情報を確認・提出

確認できましたら「確認完了・提出」をクリックして下さい。

(応募締切日：平成23年9月30日(金)正午)



JSTにて受理

なお、提案書類のアップロード後は、システムにて提案書類受理状況が確認できます。

- ※ 応募締切日までに応募状況が「配分機関受付中」とならない提案書類は無効となります。
- ※ JST にて応募情報が受理されると、e-Rad システムの「受付状況一覧画面」の応募情報の状態が「配分機関受付中」から「処理中」に変更されます。(受理作業は応募締切日の14日後(平成23年10月14日まで)に行います。)
- ※ JST から文書またはメールでの受理通知は行いませんので、応募締切日の14日後以降、e-Rad の応募情報の状態が「処理中」になっていることを必ず確認して下さい。

## 5. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	<a href="http://www.e-rad.go.jp/">http://www.e-rad.go.jp/</a>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-Rad を利用の上、提出して下さい。e-Rad の操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。</li> <li>・ 本プログラム内容を確認の上、<u>所定の提案書類の様式ファイルをダウンロードしてください。</u></li> <li>・ 提案書類（アップロードファイル）は Word、一太郎、PDF のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。なお、Word、一太郎、PDF は以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Word 2000 以降</li> <li>○ 一太郎 Ver. 12 以降</li> <li>○ Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0 以降</li> </ul> </li> <li>・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。</li> <li>・ アップロードできる<u>ファイルの最大容量は 3 MB</u> までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。</li> <li>・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。</li> <li>・ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、<u>変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認</u>して下さい。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7 システムの基本的な操作方法」を参照してください。</li> <li>・ 提案書類はアップロード後、研究者が JST へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。JST へ提出した時点で修正することができません。<u>修正する場合は、巻末の問合せ先へ修正したい旨を連絡して下さい。</u></li> <li>・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関に所属していない研究者は、<u>巻末の問合せ先</u>まで連絡してください。</li> <li>・ 提案書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。</li> <li>・ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</li> </ul>

## 6. e-Rad への入力項目について

e-Rad で応募いただく際に、1) Web で直接入力が必要な内容と、2) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。1) については、研究者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように下記の対比表をご参照下さい。

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考	
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択下さい。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 特定型課題 形成調査名	
	研究期間	—	開始、終了予定年度とも「2011」 年度とご記入下さい。
	主分野	—	e-Rad 上に一覧を表示するボタ ンをクリックし表示されるリス トの中から選択下さい。
	副分野 1~3	—	同上
	研究キーワード 1~5	—	同上
	研究目的	様式 1 (j) 調査の目的	
	研究概要	様式 1 (i) 調査の概要	
研究個別情報	特定型課題形成調査名 (英語)	様式 1 (a)	
	調査費総額 (JST 委託研究費)	様式 1 (c)	間接経費 30%を含む。単位：千 円
	国内参画機関名	様式 1 (f)	複数機関可。公募要領の 4 ページ の 6 つの地域より選択下さい。複 数機関可。記入不要
	相手国名	様式 1 (g)	
	相手国研究機関名	様式 1 (h)	
	研究代表者の連絡先 (郵便番 号)	様式 3	<u>選考に関する全ての情報は、入力 いただきましたご連絡先へ通知 いたしますので入力ミス等がな いようお願いいたします。</u>
	研究代表者の連絡先 (住所)	様式 3	
	研究代表者の連絡先 (電話番 号)	様式 3	
研究代表者のメールアドレス	様式 3		
代表研究機関の事務連絡先の メールアドレス	様式 3		

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考	
応募時 予算額	調査費総額	様式 2 6. (1)	単位：千円 ※間接経費を 含めない額をご記入下さ い。
研究組 織情報	研究者情報、直接経費、 エフオート	様式 2 5.	調査実施者の <u>研究代表者</u> の 情報のみを入力。
応募受 入状況	助成の有無、配分機関コー ド、事業コード、研究開発 課題名、研究期間、予算額、 エフオート	—	調査実施者の <u>研究代表者</u> の 情報のみを入力。e-Rad 上 のみの記載となります。

# 特定型課題形成調査 【若手FS】 応募選考フロー



## Step 1 Friends of SATREPSへの会員登録 <https://fos.jst.go.jp/>

- 応募を予定する研究代表者は、最初にFriends of SATREPSに会員登録をする
- 研究代表者は45歳未満とする  
※ 公共性を有する国内の研究機関に所属し、外部研究費を受けられる者に限る



## Step 2 コミュニティ立ち上げ

- 既に交流のある対象となる相手国の研究者と共に、若手FS採択を目指すコミュニティを立ち上げる  
※ コミュニティ名の冒頭に【FS】と明記し、事務局に申請
- コミュニティ承認後、JSTより申請される専用アカウントのコミュニティ参加の承認を行う  
→ これによりFSへの応募表明と見なされる



## Step 3 課題形成の議論



- 課題形成のデザインを始める
- 共同研究グループメンバーを募り、Friends of SATREPS コミュニティにおいてグループを形成  
※ 調査実施者の半数以上が35歳以下の若手研究者とする

審査委員会が議論の過程をモニタリング



## Step 4 e-Radにて提案書の提出

- コミュニティでの議論を取りまとめる
- e-Radを通じて課題形成調査の提案書をJSTへ提出

平成23年9月30日(金)  
正午締切



## Step 5 審査選考

- Friends of SATREPSコミュニティでの活発な議論が行われているか
- 共同研究グループは適正か  
(調査実施者の半数以上が35歳以下、研究代表者が45歳未満)
- 新たな着眼点に基づく共同研究構想があるか
- 適正な課題形成調査の提案がなされているか

平成23年10月中旬



## Step 6 FS開始

- 平成23年11月から平成24年3月(予定)でFSを実施  
※ JSTと採択された研究代表者の所属機関との間で委託研究契約を締結



**【お問い合わせ先】**

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

独立行政法人 科学技術振興機構

国際科学技術部 地球規模課題国際協力室

〒102-8666 東京都千代田区 四番町 5 番地 3

E-mail : [global@jst.go.jp](mailto:global@jst.go.jp)

電話 : 03-5214-8085（月曜～金曜 10:00～12:00／13:00～17:00 ※祝祭日を除く）